



山形県公報

令和7年9月1日(月)

号 外 (29)

目 次

告 示

○保安林内の皆伐面積の限度……………(森林ノミクス推進課) … 1

告 示

山形県告示第625号

令和7年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和7年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林				皆伐面積の限度
				ヘクタール
日 向 川	水 源 か ん 養 保 安 林			311.32
相 沢 川	同			118.53
田 川	同			529.77
五十川～鼠ヶ関	同			79.10
鮭 川	同			608.28
小 国 川	同			328.01
銅山川～角	同			398.29
北 村 山	同			474.60
寒 河 江 川	同			224.67
月布川～朝日	同			106.23
山 形	同			289.03
白 川	同			387.24
荒 川	同			353.59
置 賜	同			520.63
前 川	同			25.72
日 向 川	土 砂 流 出 防 備 保 安 林			11.82
相 沢 川	同			17.01
田 川	同			337.89
五十川～鼠ヶ関	同			143.64
鮭 川	同			46.63
小 国 川	同			42.10
銅山川～角	同			32.82
北 村 山	同			419.20
寒 河 江 川	同			64.02

[illegible]